

定 款

株式会社ウィルグループ

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ウィルグループと称し、英文では、WILL GROUP, INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯または関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 労働者派遣事業
- (2) 有料職業紹介事業
- (3) 業務請負に関する事業
- (4) 人材採用活動に関する請負業務
- (5) インターネットによる求人広告業
- (6) 求人広告の企画製作及び求人広告誌の企画製作発行・販売及び販売代理店業
- (7) 労務管理に関する請負業務
- (8) 人材教育のためのスクール運営業務
- (9) 人材の職業能力の診断並びに能力開発のための教育事業
- (10) 個人並びに企業・団体等に対する教育研修事業、セミナー講演事業、コンサルティング事業
- (11) 語学教室の経営及び語学研修の実施
- (12) 学習教材、図書の出版及び販売
- (13) テレマーケティング業務の企画・販売
- (14) コールセンターにおける業務構築、運営に関する請負業務
- (15) 日本人及び外国人に対する留学の企画、斡旋、運営及び留学生に対するコンサルティング業務
- (16) 留学に関する情報・資料の収集及び販売
- (17) 外国人に対するビザ・帰化等に関する情報の提供
- (18) スポーツ選手の契約の代理業務
- (19) スポーツ選手の移籍交渉及び仲介斡旋業務
- (20) イベント、スポーツ教室、講演会等の企画・運営業務
- (21) スポーツ選手の広告及びイベント出演に関するキャスティング（出演候補者の選出、出演契約締結（契約更新を含む）及び出演日程の調整並びに広告主に対する宣伝計画の提案及び内諾の取り付け並びに出演者に対する契約料及び出演料の支払い等に関する総合管理）業務
- (22) スポーツ施設、遊技場、店舗、飲食店等の経営
- (23) 古物の売買及びその受託販売並びに輸出入
- (24) 各種情報サービス業務
- (25) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理に関する業務
- (26) 旅館、ホテル等の経営及びコンサルティング業務
- (27) 特定技能外国人支援事業
- (28) 特定技能外国人に係る職業紹介
- (29) 外国人雇用管理業務支援事業
- (30) 外国人採用支援事業
- (31) 銀行代理業及び電子決済等代行業
- (32) 電気通信事業

(33) 前記各号に附帯関連する一切の業務

2. 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯または関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、63,360,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によってその議決権を行使しようとする時は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上9名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、これを短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、当該取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を免除することができる。

2. 前項の規定に基づいて取締役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は、遅滞なく、会社法第425条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1ヶ月を下回ることができない。
3. 総株主（責任を負う取締役である者を除く。）の議決権の100分の2以上の議決権を有する株主が前項の期間内に前項の異議を述べたときは、当会社は、第1項の規定による免除をしてはならない。
4. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(執行役員)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、取締役会の定めた業務執行を行わせることができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第32条 当会社の監査役は、3名以上4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、法務省令の定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会決議によって定める「監査役会規程」によるものとする。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第41条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、当該監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を免除することができる。
2. 前項の規定に基づいて監査役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は、遅滞なく、会社法第425条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1ヶ月を下回ることができない。
 3. 総株主（責任を負う監査役である者を除く。）の議決権の100分の2以上の議決権を有する株主が前項の期間内に前項の異議を述べたときは、当会社は、第1項の規定による免除をしてはならない。
 4. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2. 会計監査人は定時株主総会において別段の決議がされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第45条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、剰余金の配当を行う。

2. 前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息はつけない。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

2005年11月30日	作 成
2006年6月29日	一部改正
2007年6月27日	一部改正
2008年6月27日	一部改正
2009年6月30日	一部改正
2010年6月28日	一部改正
2011年6月27日	一部改正
2012年6月29日	一部改正
2013年3月14日	一部改正
2013年6月14日	一部改正
2013年10月10日	一部改正
2013年11月1日	一部改正
2014年6月19日	一部改正
2014年9月1日	一部改正
2015年6月17日	一部改正
2015年9月1日	一部改正
2016年6月21日	一部改正
2016年12月1日	一部改正
2018年6月20日	一部改正
2019年6月19日	一部改訂
2020年6月23日	一部改訂